

事務事業評価表 平成23年度

政策 豊かさと創造性を育む生涯学習環境の充実
 施策 ふるさと意識の醸成と地域文化の創造
 基本事業 文化・歴史遺産の保存と継承

事業名 **野幌太々神楽保存会補助金**

[0494]

部名	教育部	事業開始年度	昭和59年度	実施計画事業認定	非対象
課名	郷土資料館	事業終了年度	- 年度	会計区分	一般会計

事務事業の目的と成果	
対象	<p>(誰、何に対して事業を行うのか)</p> <p>市指定文化財保存団体 野幌太々神楽保存会」</p>
意図	<p>(この事業によって対象をどのような状態にしたいのか)</p> <p>指定文化財を適切に保護、保存する。</p>
	<p>(事務事業の内容、やり方、手段)</p> <p>指定文化財補助金を保持団体に交付し、保存伝承活動を助成する。</p>
	手段

事業量・コスト指標の推移						
区分		単位	20年度実績	21年度実績	22年度実績	23年度当初
対象指標1	構成員数	人	204	204	197	204
対象指標2						
活動指標1	補助金額	千円	150	150	150	150
活動指標2						
成果指標1	発表会及び研修会等活動日数	日	32	39	37	35
成果指標2						
単位コスト指標						
事業費計 (A)		千円	150	150	150	150
正職員人件費 (B)		千円	836	830	806	815
総事業費 (A) + (B)		千円	986	980	956	965

費用内訳	
22年度	負担金 補助及び交付金 150千円

事業を取り巻く環境変化

事業開始背景		事業を取り巻く環境変化	昭和48年に指定した無形民俗文化財の保持団体に対する補助金の交付事業である。 野幌太々神楽は東西野幌地区に伝わる伝統芸能であるが、近年の農業経営形態や生活環境の変化により、この伝統芸能を受け継ぐ人々が減少し、次代への継承が危ぶまれている中、その保存伝承のために無形民族文化財として指定した市の果たす役割も大きくなっている。
--------	--	-------------	--

22年度の実績による事業課の評価（7月時点）

(1)税金を使って達成する目的（対象と意図）ですか？市の役割や守備範囲にあった目的ですか？

義務的事務事業
 妥当である
 妥当性が低い

理由・
 根拠は？

江別市文化財保護条例第15条
 江別市文化財保護条例施行規則第14条

(2)上位の基本事業への貢献度は大きいですか？

貢献度大きい
 貢献度ふつう
 貢献度小さい
 基礎的事務事業

理由・
 根拠は？

指定文化財の保護、保存は文化財の保護において上位の基本的な根幹をなす部分である。

(3)計画どおりに成果はあがっていますか？計画どおりに成果がでていない理由、でていない理由は何ですか？

あがっている
 どちらかといえばあがっている
 あがらない

理由・
 根拠は？

市指定無形文化財として保護され、地域に根付いた伝承活動が現在も継続し行われている。

(4)成果が向上する余地（可能性）は、ありますか？その理由は何ですか？

成果向上余地 大
 成果向上余地 中
 成果向上余地 小・なし

理由・
 根拠は？

有。
 資金的助成を継続し、適切な保存伝承活動が行える環境作りを支援する。

(5)現状の成果を落とさずにコスト（予算＋所要時間）を削減する新たな方法はありませんか？（受益者負担含む）

ある
 ない

理由・
 根拠は？

指定文化財を保護、保存することは行政の責務であり、コスト削減で補う新たな方法はない。